

近世の和歌御会始

はじめに

現在の皇室の儀礼なканずく年中行事の中で、前近代の伝統がそのまま引き継がれている、真に伝統行事と言えるものは、実は極めて少ない。しかもそれが一般に知られ、よく理解されているものは更に稀である。その例外の代表として歌会始があり、毎年それは新聞に大きく報道されるし、完全にテレビ中継される。しかし歌会始は名前はよく知られているが、その歴史については以外に明らかにされていなかった。そこで私は先に、「和歌御会始の成立―歌会始の起源は文亀二年である―」と題する論文を草して、歌会始の直接的前身である和歌御会始の成立を明らかにした⁽¹⁾。それは正に戦国時代の真つ只中、後柏原天皇の文亀二年に成立したのである。但しこの論文では起源に論点を絞ったため、近世すなわち江戸時代の状態については、述べることができなかつた。本稿ではその点を明らかにしたいと考える。また近年、国文学の分野で近世和歌史の研究が進展し、参考になる文献も出現して来ているので、その成果をなるべく活用することにした⁽²⁾。ただし本稿は近世における和歌御会始の全体を把握することに主眼を置いてるので、細かい論点には究明の足りない部分の多々あることを、初めにお断りしておく。

一 問題点

酒井信彦

近世の和歌御会始の概要を知るために、名高い年中行事書である『後水尾院当時年中行事』から、その部分を引用してみよう。

十九日 御会始あり、題兼日ふれらる、宮方へは勾当内侍奉書にてまいらす、入道親王などへは宮方よりつたへらる、撰家方・同門跡・大臣などへは、和歌の奉行よりつたへまいらす、其外は和歌奉行折紙ひとつに書きつらねてふれしらす也、秉燭の比各参あつまる、生の御袴・御引直衣・柏をかさねてめす、清涼殿の北方西向の御座に着御、(中略)次に宮方・撰家方着座、(法中は斟酌にて毎度不参、懐紙はかりしん上)、次に読師着座、読師の気色を待て講師着座、次に発声着座、次に講頌の衆をのく参りよる、講しはて、各退、次に入御、宮撰家方等起座、常御所にて一献あり、宮方内々の撰家衆は御相伴、其外は清涼殿にて勸盃あり、うたひなとうたひてにきはし、(一)内は割り書き、以下同じ)

これは後水尾天皇の時代であるから、慶長から元和・寛永期であり、近世初期の状態を示している。では近世末期の状態を知るために、『嘉永年中行事』の和歌御会始の項を、次に見てみよう。

廿四日和歌御会始

兼て御題を定めらる、親王方へは勾当内侍奉書にて参る、撰家大臣などは御会奉行より折紙にて仰を伝ふ、其外は奉行折紙ひとつに書きつらねて触知らする也、秉燭の頃各参らる、御引直衣に生の御袴めして、小御所の上段に出御なる、中段の中央に文台を設け、兼て王卿の懐紙を重ね置く、次に親王家・撰家、中段の左右に座せらる、東は撰家、西は親王家なり、公卿は下段、殿上人は庇の座常の如し、次に読師・講師・発声の衆、文台の左右に候す、講頌の人くは其後の方なり、次に講師懐紙を披き、下臈より講ぜらる、大臣二反、卿相以下一反なり、講しはて、読師更に御前に進み、御製を申出し講ず、七反なり、終りて入御なりぬ(下略)

両者を比較してみると、重要なポイントで相違していることが分かる。すなわち時間と空間という基本的な要素において、違いが見られるのであり、それは開催される日取りと場所の変化である。『後水尾院當時年中行事』では、日取りは十九日である。これは前稿で明らかにしたように、和歌御会始の成立した文亀二年は正月二十五日であったが、翌文亀三年からは十九日となり、以後連綿と維持されて来たものであった。それが『嘉永年中行事』では、二十四日になつてゐるのである。これは何時如何なる理由で変化したのであるか。さらに開催される場所は、前者では清涼殿でありこれも成立時と同様だが、後者では小御所になっている。この変化も何時如何なる原因で起きたのだろうか。

以上の二つが、基本的な問題点であるが、本稿では更に二つの問題点を補足して考えることにしたい。その一つは「当座御会始」であり、もうひとつは上皇御所すなわち仙洞の和歌御会始である。『後水尾院當時年中行事』には見られないが、『嘉永年中行事』には和歌御会始とは別に、当座御会始と言う項目が存在する。それは以下のようなものである。

当座御会始

日限定らず、小御所にて行はる、御座以下の事、惣て和歌御会始に同じ、其御会のやう、先奉行三十首、或は五十首、当日の人数に応じ、題を伺ひ定む、次に上卿以下御前の座につく、御気色を伺ひ、各進み出て、御前に設けたる短冊を給り復座し、左に顧りみ御題を見て、短冊を懐中す、各給はり終りぬれば下臈より退く、次に便宜の所にて詠出し、内々ながら点者の一覽を受く、此間詠草の料紙を給はり歌を書く、議奏おのくの詠草を取集め御前に奉る、しばらくありて各召され、本の如く御前の座につく、講師、読師の読上る事、和歌御会始に同じ、短冊は加点のうへ書改むる也、終りて退出す、

例の和歌御会始は、月次に兼題によつて詠進する和歌御会の年頭の御会であるが、当座御会始は、月次その他で催される当座和歌御会の年頭の御会である訳である。したがつて御会自体は以前から存在していた事は間違いないが、『後水尾院當時年中行事』では記載がない。それは明確に御会始として特化していなかったものが、一個の年中行事として意識されて来たものと思われる。このような変化はどのように形成されたのであろうか。

なお「嘉永年中行事」と同時期明治二十年代に作られた、江戸時代の朝廷行事に関する公的編纂物である『公事録』にも、「廿四日 和歌御会始之儀」・「和歌当座御会始之儀」の項目があり、この二行事について詳しい準備の過程と式次第が述べられている。⁽³⁾

また戦国時代の朝廷と、近世の朝廷とを比較した場合、顕著に相違する点の一つは、上皇の存在の有無である。戦国時代においては、その初期文明二年に後花園上皇が崩御して以後、上皇は存在しなかった。しかし天正十四年、正親町天皇が後陽成天皇に譲位してから、生前の譲位が多く行われ、上皇の存在する期間に比較して、天皇のみの期間ははるか

に短い。上皇の中には、後水尾・明正・靈元・後桜町・光格など、長期にわたる上皇が何人もいた。したがって複数の上皇が併存する期間もあり、三院併存の期間さえあった。上皇はそれぞれ院の御所すなわち仙洞を構え、そこにおいては原則として禁裏と同様に、和歌御会始が年中行事として存在している。この仙洞の和歌御会始は、禁裏の和歌御会始を理解するうえで参考になる点もあるので、その大要と特質について触れることにしたい。

二 近世の催行状況

それでは具体的に近世の和歌御会始の催行状況を見て行くことにしよう。そのために別に表を用意したので、それを御覧戴きたい。⁽⁴⁾なおこの表は後水尾天皇が即位した慶長十六年(一六一一)から明治天皇による東京で最初の歌御会始が行われた明治三年(一八七〇)まで、ちょうど二百六十年間を収めている。これ以前の後陽成天皇の時代は、前稿でも触れたことだが、和歌御会始の全体の歴史の中でも例外的に長期の欠落期間が存在している。すなわち後陽成天皇在位二十五年間のうち、九箇年において和歌御会始が確認できないのだが、それは同天皇の在位後期の慶長年間に集中的に現れている。したがって近世の御会始は後水尾天皇の即位とともに確立すると考えて、これを除外したのである。また仙洞の和歌御会始も併せて載せた。寛文から貞享に至る期間だけは、仙洞の欄の表示が二列になっているが、右列が後西上皇、左列が後水尾法皇である。さらに年中行事ではなく、臨時行事としての和歌御会始も、「」の中に示した。それは天皇では「代始」の御会始であり、上皇では「脱履後初度」の御会始である。年中行事の御会始との関係は、朝賀と即位礼の関係と同一であると言える。なお臨時行事の御会始には、新造御所へ遷幸後の御会始もあるが、これは省略した。

この表を一見してすぐ気が付くのは、その開催状況の堅固な一貫性である。二百六十年間と言う長大な期間において、和歌御会始の開催が見られないのは、僅かに十一箇年に過ぎないのである。それは寛永七年(一六三〇)・同八年・宝永七年(一七一〇)・宝暦十三年(一七六三)・安永九年(一七八〇)・天明四年(一七八四)・天保十二年(一八四一)・弘化三年(一八四六)・同四年・慶応三年(一八六七)・明治元年(一八六八)である。以上のうち、その史料的不十分さから、開催の存否そのものが不明な例は存在しない。

つまり開催されなかった場合は何らかの理由があつて、和歌御会始が行われなかったことが知られるのだが、その理由の殆どを占めるのが、諒闇と言う問題であつた。天皇や天皇の父母などが崩御したとき、天下に約一年間の諒闇がしかれて、朝廷では正月の三節会などの重要行事が行われない事になっていた。和歌御会始もこの間は同様に開催されないのである。上の例で言えば、以下の年の正月には、それぞれの人物の諒闇になっていたのである。宝永七年は東山上皇、宝暦十三年は桃園天皇、安永九年は後桃園天皇、天明四年は盛化門院、天保十二年は光格上皇、弘化四年は仁孝天皇、慶応三年は孝明天皇である。もちろん諒闇の年であっても、後に述べるように、諒闇が明けた時点でその年のうちに和歌御会始を進行する場合も多くあつた。しかし上に紹介した事例においては、諒闇が終了したのが年末に近かつたためなどの理由によるのだろうか、追行されていないのである。具体的に例を挙げると、以下のそれぞれの年の諒闇の終了は、次のようになっていた。宝永七年が十二月十九日、天保十二年が十一月二十二日、安永九年が十一月十一日、天明四年が十月十六日と言つた具合である。

なお弘化三年はすでに仁孝天皇が不予の状態で、正月二十六日には崩御しているから、二十四日の和歌御会始はなかつたのである。また明治

元年は動乱期のために、朝廷行事すべてが行われなかった。

とすれば残るのは年代的には最も早い、寛永七・八年の場合である。ではこの両年はいかなる理由で行われなかったのだろうか。この時期は近世の朝廷において、実にクリティカルな時期であった。それはこの前年寛永六年十一月に後水尾天皇が幕府の意向を無視して突然讓位を決定し、奈良時代以来絶えて久しかった女性天皇が出現した。しかもその年齢は七歳であった。そのために天皇自身が主催する禁裏の和歌御会始は、寛永七・八年の両年は開催されなかったのである。近世においてはその後、何人もの幼少の天皇が出現するが、そのために和歌御会始が開催されなかった事は無い。それは幼少の天皇であっても和歌御会始を開催するため、種々の工夫がなされるようになるからである。このときは最初であつて、その準備が無かつたのであろう。また寛永七年の正月には、後水尾上皇自身が院としての和歌御会始を挙行し、その後も連続して開催されるようになることが注目される。この問題については、次の日取りの変動とも関連しているので、改めて触れることにしたい。

さて開催されている日取りを見て行くと、ある特定の日取りが殆どで、例外は少数であることが分かる。さらにその特定の日取りとは二つあつて、十九日と二十四日とであるの言うまでもない。すなわち先に問題点の所で紹介した、『後水尾院當時年中行事』と『嘉永年中行事』に見えた日取りである。この日取りはある時期を境にして、きれいに十九日から二十四日に変化していることが、年表から読み取れる。ただしここでは日取りの変化の問題は後回しにして、この特定の日取りから外れた事例について、以下に考えておきたい。開催日が本来の正月十九日あるいは正月二十四日から大きくずれて、例えば四月以降に行われている事例を挙げてみよう。それは寛文元年（一六六一）が五月二十一日、延宝七年（一六七九）が八月十三日、天和元年（一六八一）が十月二十七日、

享保五年（一七二〇）が七月二十三日、元文三年（一七三八）が六月十二日、宝暦元年（一七五一）も六月十二日、寛政七年（一七九五）が八月二十四日、文政二年（一八一九）が五月二日、天保九年（一八三八）が九月二十四日である。此のうち原因の明確なものを説明しておく、まず先に触れた諒闇終了後の追行がある。すなわち延宝七年六月二十六日に東福門院の諒闇が、天和元年八月二十九日には後水尾法皇の諒闇が、元文三年四月十八日には桜町上皇の諒闇が、宝暦元年四月二十七日には桃園天皇の諒闇がそれぞれ終了しているから、和歌御会始はその後に行われたのである。寛文元年の場合は、和歌御会始の直前の正月十五日に内裏が焼失したため、五月に延期されたのである。

小幅の延引、ごく稀には引き上げによつて開催日が移動した例は、正月内で移動の例が、次に述べる十七日・十八日への移動を除いて七回ほど、二・三月に移動した例は十三回ほど存在する。その中で理由の明確なものはいくつか紹介しよう。元和四年正月十三日の御会始は、後陽成上皇の諒闇のため当座で行われ、披講は無かつた。明暦二年（一六五六）に二月六日になつたのは、正月二十三日に後西天皇の即位の礼が行われたからであり、貞享四年（一六八七）に二月十四日になつたのは、正月二十三日に東宮の元服があつたためであらう。享保十六年（一七三一）に二月六日に延引されたのは、正月二十四日が徳川秀忠の百回忌に当たるからであつた。

なお年表を一覧していると、以上のような一時的・臨時的な開催日の移動ではない、数カ年に及ぶ開催日の移動が、二か所に存在していることに気づく。それは寛永年間、明正天皇時代初期の十七日と、もう一つは幕末、孝明天皇時代の十八日と言う日取りである。前者は寛永九・十・十一・十二・十三・十四年と、連続して六カ年見られる。後者は断続的ではあるが、嘉永五・安政元・同二・同五・文久二年と、これは五カ年

に見られるのである。

まず明正天皇の十七日については、先に述べたように、この直前の寛永七・八年の両年に全く開催が無かったことと、併せて考える必要がある。別表に見られるように、この期間においては、すでに後水尾上皇による仙洞での和歌御会始が着実に開始されていた。そしてその日取りを見ると、寛永七年が二月八日、八年が正月十九日、九年も十九日、十年が十二日、十一年が二月十二日、十二年が十九日と言った具合である。すなわち十九日の日取りが多くあり、これでは仙洞のほうが禁裏和歌御会始の歴史を継承しているが如くである。そのような傾向は実は禁裏和歌御会始の実態に、如実に表れていたのである。例えば寛永十年も同十三年も、披講が行われなかった。同十二年には上皇が禁裏に行き、御会始の簾中に御していた。九年の御会始には天皇の御製は出されずに、出されたのは上皇の御製だった。⁽⁵⁾すなわち禁裏の和歌御会始と言っても、上皇の完全なリーダーシップのもとに開催されているのである。これは明正天皇がわずか七歳で踐祚したことを考えれば、ある意味で自然とも言えるだろう。

ただしこの後別表に見えるように、禁裏和歌御会始の日取りは、十五年に十九日になり、以後本来の十九日の日取りで、連続して開催されるようになる。『時慶卿記』寛永十五年正月十七日条に、「御会ハ今日ハ無之、十九日從昔式日ノ故ト、可尋之」とあるように、禁裏御会始は十九日であるべきだとの、伝統への復帰意識が強く働いたのである。だがこの時期においても、御会始の中身はあまり変わっていないようで、十五年にも天皇の御製は出されず、上皇の御製が出されているのだが、天皇はこれまで御製を出したことはなかったと言う。⁽⁶⁾そしてこの状態は寛永二十年の明正天皇の最後の御会始まで、基本的に変化がなかった可能性が高い。⁽⁷⁾

以上の明正天皇時代の事実を、後陽成天皇時代と比較すると、大きな相違があることに気づかざるを得ない。後陽成天皇の末年は、天皇の心身ともにわたる不調なためか、御会始は連続的に不開催が続いた。それに対して、明正天皇時代においては、天皇が幼少であるにもかかわらず、さらにその後も作歌活動が極めて不活発であるにもかかわらず、禁裏和歌御会始はキチンと維持された。これは和歌御会始が、儀礼として整備確立されたためと考えられる。ただその初期に、開催を欠く年や、本来の日取りからずれた年が存在するのは、整備確立の努力が行われた過渡期であったからである。そしてその努力を傾けたのが、外ならぬ後水尾上皇であったのであろう。なおこれから約百年後、明正天皇と同じく七歳で天皇になった桃園天皇も、当初は御製が出なかった。すなわち延享四年(一七四七)五月二日に桜町天皇から讓位を受けた桃園天皇は、その年のうちに代初の御会始を行っていない。これは幼少の故であろう。翌寛延元年正月二十四日に御会始はあったが御製は無く、七夕・重陽の和歌御会にも無かった。しかし九月十三日の当座御会から、御製が出されたよう⁽⁸⁾で、翌年二月一日の御会始には、御会始としては始めての御製が出た。⁽⁸⁾寛永期に比べてさらに対応が整っているのが分かる。

次に孝明天皇時代における、十八日の日取りの問題であるが、禁裏和歌御会始の日取りとしては、二十四日を避けたのは、この年が仁孝天皇の十三回忌と十七回忌に当たり、仁孝天皇の本当の忌日正月二十六日に近いからだ⁽⁹⁾と説明されている。ただし嘉永五年は七回忌で良いとしても、安政元年・二年は該当しない。またそれでは何故十八日なのかと言う問題が残る。十八日と言う日取りは、先に上げた五カ年だけでなく、御会始の最初の嘉永元年は、二月十八日であった。そしてこの時も実は正月十八日に予定されていたものが、一月遅れに延引したのである。またこの前年、

孝明天皇は御詠草始を行っているが、その日取りは五月十八日であった。¹⁰明らかに孝明天皇は、十八日という日取りを重視しているのである。さらにこの問題はこの時代だけで無く、後世に与えた影響も重要である。現在の歌会始の日取りは、十日から十四日の間を浮動しているが、近代の歌御会始のうち明治・大正時代は、十八日に開催されることが極めて多かったのである。¹¹明治時代を見ると、明治四年までは江戸時代と同様に、二十四日に開かれていたが、明治五年からは基本的に十八日開催となっていた。¹²この時期に、歌御会始の革新が図られたわけであるが、日取りの変更において参考とされたのは、孝明天皇時代の十八日であったと考えられるのである。では十八日と言う日取りはどこから出て来たのであろうか。そのことは後で、院御所Ⅱ仙洞の和歌御会始を考えるところで、再び取り上げることにはしたい。

三 日取りの変化

以上の例外的な日取りは、総数四十程であり、それ以外は十九日と二十四日という、一定の日取り、すなわち「式日」によって開催されている事は、実に明瞭である。現在の歌会始は、殆ど正月の十日から十四日の間に変動的行われているが、近世の和歌御会始は、固定的な式日に開かれていたのである。しかも十九日と言う日取りは、私が前稿で明らかにしたように、戦国時代に和歌御会始が成立した直後に定まった式日である。すなわち和歌御会始は文龜二年（一五〇二）正月二十五日に成立したが、翌三年からは十九日になって、近世に至ったのである。

ところで年表で明かなように、式日としての日取りは、近世のある時点で変化し、その前後はそれぞれ一定している。その変化の時点とはいつなのかと言えば、延宝八年（一六八〇）までは十九日である。翌天和元年は、後水尾上皇の諒闇終了後の十月二十七日、同二年は二月十二日、

同三年は二十三日、そして貞享元年から二十四日になっている。実は式日を十九日から二十四日に変化させることは、すでに天和二年に決まっていたのだが、この年と翌年がずれたのである。式日変化の原因を説明しているのは、以下の『基量卿記』天和二年二月十二日条である。

十二日、(中略)申刻参内、衣冠・単〔桧扇、不着鞆〕今日和歌御会始也、例年正月十九日也、為依後水尾院御忌日延引、去月廿四日治定之処、(割り書き便宜略す)依神宮公卿勅使御神事中、今日被沙汰了、

すなわち先月二十四日から遅れた理由は、前年十二月に起きた伊勢内宮の火災に対して、勅使を派遣するための神事によってであった。そして式日の変更された原因は、十九日が前々年の八月十九日に崩御した、後水尾上皇の月忌に当たるからであった。

なおこの時からそれほど溯らない時点で、徳川幕府において全く同様の事例がすでに存在していたことに注意すべきだろう。それは『徳川実紀』承応元年（一六五二）正月十一日の条に、次のように見えている。

十一日、具足の御祝あり、(中略)今朝松平伊豆守信綱令しけるは、御代々、この廿日の具足御祝ありといへども、先代の御忌辰なるに、より、いまより後は、十一日を永例と定らるゝとなり、又連歌始あり、(中略)是も例は廿日なりつるを、ことしよりけふに定らるゝとなり、

つまり三代將軍徳川家光が、前年の慶安四年四月二十日に薨去したために、この年から正月の具足祝と連歌始の開催日が、廿日から十一日に変更されたのである。この幕府における前例が、朝廷においても念頭にあったのではないだろうか。

以上で十九日が避けられた理由は判明したが、次の問題は二十四日が新しい式日に定められた理由である。それについて先に略した『基量卿

記』の割り書き部分は、次のように説明している。

旧例廿四日、□光明院依御忌、中古以来十九日被用、此度又如此也、これによると、和歌御会始の式日は元来二十四日であったが、光明天皇の忌日避けるために十九日していたが、今度はまた元に戻すのだと言っているのである。これは明らかに譌説であろう。光明天皇が崩御したのは、南北朝時代の康暦二年（一三八〇）六月二十四日である。前稿で詳述したように、和歌御会始が成立したのは、文亀二年であり、それ以前の内裏において、十九日を式日として確立した和歌御会始が存在したとは、全く想定できない。そんなことより二十四日に式日が指定された理由は、極めて簡単であろう。本来和歌御会始とは、月次御会の年頭に行われるものを言うのである。和歌御会始が成立した戦国時代以来、御会始は十九日であっても、二月以後の月次御会の期日は二十四日であった。¹³したがって一般の月次御会の日取りと、同一にただけなのである。もともと二十四日あるいは二十五日は、内裏における伝統的な月次御会の日取りであった。戦国時代はすでにそうだったし、明確には分からないが、その伝統はさらに溯るであろう。ついでに言えば、二十五日と言う日取りは、朝廷のみならず親王家・摂関家や門跡さらには室町幕府においても、和歌会・連歌会の月次開催日として、極めて広汎に用いられた。もちろん二十五日は、菅原道真の忌日に基づいている。近世の朝廷においては、後水尾天皇時代には、御学問講などと関連して、月次御会の在り方は、かなり多様に变化したようだが、寛永八年正月に、後水尾上皇が廷臣に対して、「一、毎月廿四日、御月次之和歌、各可有持参事」と命じているように、基本的に二十四日の伝統は維持されたのである。¹⁴なお和歌御会始の式日が変化した天和の直前、延宝年間の月次御会の期日は、明らかに二十四日である。¹⁵

四 場所の変化

次に和歌御会始が開催された場所の変化の問題に移ろう。開催場所は、何時如何なる理由で、清涼殿から小御所に移動したのであるうか。だがこの問題に入る前に、清涼殿の内部における、開催場所の時代的变化について考えておきたい。文亀二年（一五〇二）正月二十五日に始めて和歌御会始が開かれた場所は、清涼殿の中の御三間と言う所であった。それは「宣胤卿記」の同日の条に、

次各被召御前、〔清涼殿北面被号御三間所也、上壇三間御座所也、下三間為臣下候所、御学問所之西也〕、先之出御、〔北面〕、余・侍従大納言以下、少々参御前、其外候御学問所也、落間依狭小也、とあって明らかである。すなわち御三間は清涼殿の北側にあり、その東が御学問所である。天皇は上段に北面して座し、主要メンバーは下段に、

その他は御学問所に座ったのである。この当時の御所は、室町時代中期の康正二年（一四五六）に作られた康正の内裏であり、応仁の乱の戦火をくぐり抜けて存続していた。この康正内裏の清涼殿の平面図は、平井聖著『日本住宅の歴史』に掲載されている。¹⁶それによると御三間と御学問所を併せた空間は、清涼殿の北東の角で、昼御座があつて清涼殿の中で最も公的かつ広い空間である御帳の間の北に当たっている。御三間での和歌御会始は、それから約六十年後の永禄二年（一五五九）の『言継卿記』正月十九日条にも、

一、今日和歌御会始、〔中略〕如例於御三間有之、とあるから、基本的に変化は無かったものであろう。

この御三間では天皇は北面していた。ところが『後水尾院年中行事』には、「清涼殿の北方西向の御座に着御」となっている。清涼殿の北側であるのは同じだが、向きが違っている。康正内裏の清涼殿の平面図の

ままだと、御三間の上段で西面すると、西側の天皇の日常の居室である常御所に突き当たってしまう。これは何故だろうか。実は豊臣秀吉によって、天正の末年に康正内裏が全面的に改築されたのである。特に清涼殿はそれまで内部にあった常御所が、常御殿として独立の建物となったため、かなり大きな変化が生じた⁽¹⁷⁾。天正内裏清涼殿の平面図は、『日本住宅の歴史』に見ることが出来る⁽¹⁸⁾。すなわちその北側の部分は、東西に単純に三つの部屋が並列している。東から上段奥間・上段の間・中段の間であり、中段の間の南に下段の間がある。天皇は上段に西向きに座して、中段に向くわけである。近世において、内裏の建物は何度も建て替えられ、慶長から安政まで八回の造営がある。ただし清涼殿の構造に関しては、宝永の造営まで、天正度のあり方が基本的に継承された⁽¹⁹⁾。

では和歌御会始の開催場所が、清涼殿から小御所に移ったのは、いつたい何時のことなのだろうか。それを史料から辿って行くと、『輝良公記』天明八年(一七八八)正月二十四日条には、

次参内、(中略) 戌刻比出御、清涼殿西面御座出御、(関白・余・兩宮出座) 懐紙読上如例、

とある。ところがこの数日後、正月三十日、いわゆる天明の大火によって御所は焼亡した。翌寛政元年・同二年の御会始は仮御所で行われた。『輝良公記』の記主である一条輝良は、同三年の御会始に欠席したが、四年(一七九二)には出席しており、以下のように記している。

廿四日、(中略) 未刻過着直衣々単参内、御会始也、申過被事始、小御所東面庇、如御樂始鋪設、(下略)

以上の調査によって、和歌御会始が小御所で開催されるようになるのは、寛政造営の内裏からである事実が判明した。それでは御会始は何故清涼殿で行われ無くなったのであろうか。それは明らかに清涼殿の形式が、大幅に変化したからに違いない。寛政の造営がそれ以前の造営と基

本的に異なっていたのは、よく知られているように、松平定信によって主導された、その復古主義にあった。復古主義と言っても、内裏の建築としてそれほど歴史が古くない、小御所・御学問所・常御殿などと、古い様式を保っていた紫宸殿は、復古主義による改変と言っても限定されたものであったが、天正の造営まで天皇の実際の居住空間として変化を遂げ来た清涼殿の場合、平安の古制への復古は、最も激しい変革となったのである⁽²⁰⁾。その復古清涼殿の実物は、現在も京都御所において、目の当たりすることが出来る。寛政の清涼殿は焼失したが、安政の造営においても同様に再建され、それが現存するからである。今まで和歌御会始が行われていた、北側の部分には弘徽殿上御局・萩戸・藤壺上御局と比較的小さな部屋が並んでいる。したがって寛政初年の時点で、和歌御会始の開催には適当でないと、判断されたのであろう。

なお寛政以後の小御所の内部での開催場所は、基本的にその東庇であると考えて大過ないであろう。先に見たように寛政四年の『輝良公記』には、明確にそう記しているし、『孝明天皇紀』に引用されている史料でも、維新後に編纂された朝廷に関する公的な行事書である『公事録』の記述でも、それは確認できるからである。ただし問題は先に引用した『嘉永年中行事』に、上段・中段・下段とある点であり、これを素直に読めば座敷のように解釈される。現に『言成卿記』天保七年正月二十四日条に「小御所敷設母屋也、(中略) 於中段披講、上段簾中」と明記されているから、座敷の場合もあったことは確かである。

五 当座御会始

和歌御会始が月次の和歌御会の年頭を意味するように、和歌当座御会始は年間の当座和歌御会の最初を表示する御会である。したがって和歌当座御会始について考えるためには、その前提として当座和歌御会への

理解が必要になるが、現在、近世における禁裏の当座和歌御会の全体を、明確に説明する用意はない。そこで「近世御会和歌年表」によって、天明年間に至る迄を、ごく概略的に押さえることにしたい。年によって精疎があつて、実態と乖離している部分があると思われるが、大要はつかめるだろう。さて後水尾天皇時代は、この年表には殆ど無い。明正天皇時代は全く見られない。ただし後水尾上皇の仙洞の当座御会は多く見られる。後光明天皇時代になると多少出てくる。後西天皇時代には、本格的に出現し、上皇になってからは、月次当座御会は極めて活発である。靈元天皇時代は、当初は殆ど見られないが、寛文十年(一六七〇)頃から漸く多くなる。天和三年(一六八三)・貞享元年(一六八四)には十数回、貞享二年には二十数回の開催がある。上皇になってからは極めて多い。東山天皇時代は、元禄五年(一六九二)頃から数回の開催が見られ、同十五年は十数回の開催がある。中御門天皇時代は、享保九年(一七二四)頃から数回の開催が見られる。桜町天皇時代は、踐祚の年から多くの当座御会が現れる。桃園天皇時代では、同天皇が本格的に当座御会をやり始めるのは、桜町上皇崩御後の宝暦二年(一七五二)からであるらしい。後桜町天皇時代は、当初から月次御会・当座御会共に着実に行われている。後桃園天皇時代は、当初極めて少なく、その後もそれほど増加しない。光格天皇時代は、当初からキチンと見られる。

以上が天明年間迄の各天皇の時代における、当座御会の在り方の大略であるが、なお近世末期の状況を補足しておくことにしたい。まず『嘉永年中行事』には、当座御会について、「月次の御会は講師などの読あげはなく、只読廻すばかりなり、御学問所又は御小座敷にて行はる」とある。すなわち詠進の御会と同じく、当座御会も月次でも行われていた。また開催場所は、御学問所と常御殿の中の御小座敷となつてゐる。『公事録』では、二月の「水無瀬・聖廟和歌御法楽之儀」の次に、「月次和

歌御会之儀」と「御学問所和歌当座御会之儀」の二項が掲載されている。この二項は勿論、厳密な意味での年中行事ではなく、年間に何度も繰り返される行事を、法楽に併せて掲げられているのである。この後者が当座の御会なのだが、ここでは月次とは表現されておらず、開催される場所は御学問所だけである。さらに実際の当座御会の在り方を、『孝明天皇御製集』⁽²¹⁾から文久元年(一八六一)の状況を探ると、当時の当座御会はかなり複雑に開催されており、かつかなり複雑な構造をもつていたことが分かる。すなわち二月八日に「小御所当座始」があるが、同十六日に「学問所当座始」が別にある。その年に小御所の当座御会は外に一度、学問所当座御会は三度見られる。しかし最も多いのは小座敷における当座御会で、一カ月に何度も開催されており、十回近く見られる月もある。また安政三年・四年には、「小座敷当座始」が確認できる。

先に見たように、この和歌当座御会始と言ふ行事は『後水尾院当年年中行事』には無く、『嘉永年中行事』及び『公事録』に見えている。和歌当座御会始がいつどの様に成立するのかを探るために、以下において、当座和歌御会の年初での開催の様子を、日取りの問題を中心に調べて見ることしよう。「御会始」と称するか否かは別にして、当座御会が在ればその年初での開催の御会は、とにかく存在する。それは月次の和歌御会始より後、正月末から二月上旬であることが多かった。そしてその日取りが在る時期から、とりわけ正月末に集中するようになる。それがいつかと言えば、桜町天皇の元文四年(一七三九)以後である。⁽²²⁾月次和歌御会始のような完全な式日化ではないが、二十六日から三十日の間に集中してくる。この在り方はその後、桃園・後桜町・後桃園の各天皇の時代にも維持されている。⁽²³⁾つまり桜町天皇によって、当座御会全体の整備が行われ、年初の御会を開催する日程も明確化されていったと思われるのである。したがってこの時期が、和歌当座御会始が形成される一つ

の画期であろう。もう一つの画期と考えられるのは、先にも触れた寛政内裏の完成時である。この時月次和歌御会始の開催場所が、清涼殿から小御所に移転し、和歌当座御会始の開催場所と同一になった。したがって月次和歌御会始と同様の儀礼性が強化されたと思われる。

以上のように和歌当座御会始の成立について考えて来たのだが、和歌当座御会始に関しては、月次の和歌御会始に存在したような明確な成立の画期は、結局見いだすことができない。つまり「和歌当座御会始」と言う概念は、月次の「和歌御会始」とは異なっており、公的には完全に確立しなかったのである。この間の状況を『定晴卿記』の記述によって見て行くことにしよう。野宮定晴は宝暦六年（一七五六）以来、その日記に年初の当座御会を、「御当座始」・「和歌当座御会始」・「和歌御当座始」などと表現していた。ところが安永六年（一七七七）正月二十四日、つまり月次の和歌御会始の日に、「今夜予被召加和歌当座御会御人数」とあるように、この年から当座御会のメンバーに加えられることになった。奉行冷泉為章から出された召し文には、「明後日^{廿六日}可有和歌当座御会、可令予参給之由、被仰下候也」とあり、「和歌当座御会」と記されているだけで、「和歌当座御会始」とは表記されていない。そして当日の定晴の記載も、「今日当座和歌御会也、予今日初被召加也」と、公的な呼称に従うようになっていく。そしてこの公的な呼称は、『公事録』に載せられた召し文の例文に、「来何日可有当座御会、各可令参給之旨、被仰下候也」とあるように、最後まで変わらなかった。

以上の事実が何を物語っているかと言えば、和歌当座御会始は結局のところ、月次の和歌御会始と対等な存在になり得なかった、と言うことである。寛政の内裏以後は、両者は同じ場所、同じ内容の儀礼として挙行された。にもかかわらず、主体は常に月次和歌御会始の方にあった。それは日取りの点からも証明できる。月次和歌御会始の日取りは、固定

されていたのに対して、当座御会始は変動した。さらに重要なのは、当座御会始の日取りが、決して月次御会始より先行しなかったことである。つまり月次御会始は、月次御会だけでなく、内裏で年間に開催される総ての御会の開始を意味する地位を与えられていたのである。だから幕末期には、「当座御会始」そのものが、開催場所ごとに分化する傾向を示しているのではないだろうか。

六 仙洞御会始

近世は戦国時代と異なっており、上皇が存在した。そしてこの上皇御所^{II}仙洞にも和歌御会始があった。以下、各上皇の時代における、仙洞御会始の概要を述べることにする。

まず正親町・後陽成両上皇の場合、今のところ和歌御会始の存在を確認する事ができない。またその前提としての、月次御会の存在も明確でない。後陽成上皇は月次の聯句御会を主催し、慶長十九年（一六一四）正月二十七日には、仙洞聯句御会始が確認できるのだが、和歌御会はなかったと思われる。と言うのは、山科言緒は禁裏の御会始及び月次御会の和歌を、後陽成上皇に添削してもらっていた²⁴ながら、その日記に仙洞の和歌御会が見られないからである。

後水尾上皇になると、先に述べたように、その当初の寛永七年（一六三〇）から明確に現れてくる。この年は二月八日だったが、翌年は正月十九日で、この数年は仙洞御会始が朝廷の御会始の伝統を完全に継承する形であった。しかもその傾向は、少なくとも明正天皇時代は、強く存続した。後水尾上皇の御会始は、その長い期間の内、一時期の断絶期或いは不明期を除いて、基本的に崩御時まで継続した。したがって仙洞の和歌御会始を創始して、その開催を維持したのは、明らかに後水尾上皇の業績である。ただしその日取りはかなり不安定である。初期の後、寛

永十三年からは内裏和歌御会始の以前、同十九年からはその後、慶安元年(一六四八)から以前、承応元年(一六五二)から以後、と言った変動を繰り返して、万治二年(一六五九)から寛文七年(一六六七)迄、長い不明期間となる。寛文八年以後はまた確認できるが、その日取りは禁裏御会始と全く同一な十九日であることは、極めて注目される。

次の明正上皇は寛永二十年(一六四三)から元禄九年(一六九六)迄、極めて長い在位期間があるのだが、和歌御会始は全く確認できない。これは近世の朝廷の歴史を考える上でも、とても興味深い事実と言わなければならぬ。明正天皇を特徴付けているのは、その徹底した存在感の希薄性である。歴代の天皇が作歌に励んだ近世の朝廷において、和歌に積極的なマイナス価値を見いだしていた後光明天皇以上に、作品の伝存が稀な明正天皇は、まことに特異な存在である。このような特徴は、すでに天皇時代の御会始の在り方に表れていたのだが、上皇の時代はそれがさらに徹底したものと見えよう。その意味で江戸時代のもう一人の女性天皇、後桜町天皇とは、驚くほど対照的である。

後西上皇の和歌御会始の開催は、極めて安定しており、仙洞の御会始が仙洞のみならず朝廷の年中行事として定着してきたことを伺わせる。まず靈元天皇への譲位後すぐ、寛文三年(一六六三)三月十日に、新院としての臨時行事である脱履後初度の御会始を行っている。日取りは殆ど正月の下旬に集中しており、最初の同四年以外は、必ず禁裏御会始の後に開かれている。この原則はかなり注意して守られたようで、禁裏御会始が十九日から二十四日になると、天和三・貞享元年には二十八・二十七日に下げられている。

靈元上皇の時代は長期に渡り、貞享四年(一六八七)から享保十七年(一七三二)まで四十六年に及ぶ。この間宝永七年(一七一〇)の東山上皇の諒闇以外は、全く欠けることなく御会始が開催されている。これ

はこの儀礼が完全に定着したことを示している。後西上皇の御会始と比較して、靈元上皇御会始の顕著な特徴は、その日取りにあり、常に禁裏御会始より以前に行われている。多少の例外もあるが、その殆どは十一日から十四日までの範囲であり、これは現在の歌会始の日取りと良く似ている。ただし享保十二年から十五年の四年間は、十八日に設定されていることは、注目して良い事実である。

東山天皇は宝永六年六月二十一日、中御門天皇に譲位し、八月二十三日に初度の御会始を行ったが、十二月十七日に崩御したため、新年の和歌御会始は無かった。次の中御門・桜町両上皇も共に短期の上皇である。享保二十年(一七三五)三月二十一日に譲位した中御門上皇は、閏三月二十七日に初度の御会始、翌元文元年正月二十一日と翌々年二月三日に新年の御会始があった。延享四年(一七四七)五月二日に譲位した桜町上皇は、六月十三日に初度の御会始、翌寛延元年正月十三日・同二年正月十二日、同三年二月十二日に新年御会始を行った。両上皇とも二月の例は、正月を延引したもので、したがってその日取りは靈元上皇と同様に禁裏御会始以前であった。

後桜町上皇は明和七年(一七七〇)十一月二十四日に光格天皇に譲位して、翌八年二月十八日に新年かつ初度の御会始を行った。そして後桜町上皇の御会始で最も注目されるのは、翌安永元年(一七七二)以後は、仙洞御会始は必ず正月十八日に開催されるようになったことである。今までの仙洞御会始には固定的な開催日すなわち式日がなかったが、この時から禁裏御会始と同じように、式日が十八日と定まったのである。後桜町上皇の時代は、以後文化十年(一八一三)まで四十年以上続いたが、極少数の例外(寛政三年・八年)の外は、正月十八日に開かれている。そしてその例外も二月十八日であった。後桜町上皇の崩御三年三ヵ月後、文化十四年三月二十二日に譲位した光格上皇は、五月十八日に初度の御

会始を行い、翌文政元年以後崩御の年と前年の不明年を除いて、新年の御会始は完全に正月十八日に開いている。すなわち光格上皇が後桜町上皇の遺志を完全に引き継いでいることが分かる。

七 十八日の日取り

それでは後桜町上皇の時代から、仙洞御会始の式日となった十八日と言う日取りは、一体如何なる所から出て来たものなのだろうか。それは端的に言つて、近世朝廷における柿本人麻呂への信仰に由来するのである。それは靈元上皇時代に始まったと思われる。上皇は元禄六年（一六九三）正月一日、柿本人麻呂と藤原定家と言う、歌道の偉人の画像を掲げて、その前で和歌を詠んだ。²⁶そしてこれがその後毎年元旦の恒例行事になった。それから三十年後、事態は更に進展する。享保八年（一七二三）二月、靈元法皇は石見人丸社に、柿本大明神の神号と正一位の神階を与えた。また石見と播磨の柿本社に、和歌五十首づつを与えて、三月十八日に奉納せしめた。²⁷それはこの年三月十八日が、柿本人麻呂の一千回忌だと考えられたからである。またこの年一月から毎月十八日に、仙洞において石見・播磨両柿本社の法楽和歌会が連続的に開催されるようになった。この法楽和歌会は、享保十一年五月まで三年以上続いた。²⁹さらに享保九年、法皇は仙洞の庭に柿本社を造立して、十二月三日に遷宮を行い、翌日法楽和歌会を行った。³⁰なお法皇の和歌御会始が、享保十二年から十五年まで四年間、正月十八日に開催されているのは（ただし十三年は、十八日に予定したが三月二十一日に延引）、人麻呂信仰が関与していると思われる。

さて次は中御門上皇の月次御会の問題である。中御門上皇の時代は正味二年三カ月の短期間であるが、重要な制度を始めている。上皇は享保二十年三月二十一日、桜町天皇に譲位。閏三月二十七日に脱履後初度の

御会始をやり、翌四月から月次御会を行っているが、その日取りは毎月十八日であった。³¹これは明らかに靈元上皇以来の、人麻呂信仰に基づいていると考えられる。仙洞の月次御会は、後水尾上皇時代及び靈元上皇時代に種々の形で見られ、靈元上皇は先に見たように、毎月十八日の柿本社法楽を、享保九年から十一年まで行ったが、十八日を定例日とする一般的月次御会は、今まで存在しなかったものと思われるのである。

次ぎの桜町上皇はこの十八日の月次御会をそのまま継承しなかった。玉津島社と住吉社の法楽御会を、日取りを特定しない月次の形で毎月行っている。³²ただし桜町上皇は天皇の時代から、人麻呂に対する信仰を篤く抱いていた。天皇時代の延享元年（一七四四）の八月・十月には柿本法楽を行い、同二年三月十八日に柿本神影供を小御所に、同三年同日にも法楽和歌会を行っている。上皇時代にも寛延二（一七四九）・同三年と、仙洞で三月十八日に神影供の開催が確認できる。³³

桜町上皇の人麻呂信仰は、その子桃園天皇及び後桜町天皇に、確実に継承された。桃園天皇は、宝曆十一（一七六一）・十二年の三月十八日、記録所で影供和歌御会をやった。後桜町天皇は、明和四年（一七六七）から七年まで四年連続して、三月十八日に柿本神影供和歌御会を、小御所で開催した。³⁴

以上のような真深な歴史的背景の下に、後桜町上皇による仙洞御会始及び月次御会に対する画期的な制度化が打ち出されたのである。すなわち明和八年二月十八日、脱履後初度の御会始を行うと、翌三月十八日に柿本神影供を行うと共に仙洞月次御会を開始し、翌安永元年からは新年の御会始が正月十八日、以後の月次御会も毎月十八日と言う、内裏の御会始と月次御会と同一のシステムが完成したのである。³⁵

おわりに

近世の和歌御会始については、案外に不正確な知識が流通している。現在の歌会始を運営している当事者による著作、『宮中歌会始』の中の次のような記述も、その典型的なものである。「鎌倉時代には歌御会が催され、室町時代には歌御会始が正月の行事として行われた。しかしそののち江戸時代に歌御会始が年々行われたかはつきりしない。江戸から明治への歴史的転換期の現象として古儀の復活と近代化が進展した」
「歌会始は、江戸時代末期に暫く途切れたが、明治二年（一八六九年）に明治天皇により復興され、以後今日まで連続と続けられている」しかし江戸時代において、和歌御会始が中絶したと言う事実は全く無い。明治二年正月二十四日に京都御所の小御所で、明治天皇によって最初の歌会始が開かれた、とは各種の文献に良く見られる表現だが、より正確に言えば、それは最後の和歌御会始であったのだ。この時確かに御一新とすることで、披講における御製の読み上げ回数を七回から五回に減じて行われた。⁽³⁷⁾だがその他は期日も場所も、江戸時代の和歌御会始と全く同じだった。そして翌年の歌御会始からは、東京での開催となった。現在の歌会始は、戦国時代以来の和歌御会始に、完全に連続かつ直結しているのである。

〔註〕

- (1) 酒井信彦「和歌御会始の成立―歌会始の起源は文亀二年である―」『日本歴史』第五八五号、平成九年二月。以下に前稿あるいは酒井前稿と言ふのは、この論文を指す。
- (2) 近世堂上和歌論集刊行会編『近世堂上和歌論集』平成元年、明治書院は、十七人による十八編の論文と付録からなる。

- (3) 鳥村芳宏「公宴和歌会詠題抄」『宸翰―近衛家伝世陽明文庫の名蹟―』（平成二年、茶道資料館）所収は、中世から幕末まで、活字文献を基に禁裏の和歌御会始・七夕御会・重陽御会、ならびに仙洞御会始を整理した年表。以下「鳥村年表」と略す。
- (4) 古相正美「近世御会和歌年表」『中村学園研究紀要』二七号（平成七年）は、近世初期から天明年間まで、十五部の各種御会集の御会を、年月日順に整理した年表。以下「古相年表」と略す。
- (5) 鈴木健一「近世堂上歌壇の研究」平成八年、汲古書院。第一部論文編、第二部年表編。第二部に、「後水尾院歌壇主要事項年表」・「靈元院歌壇主要事項年表」がある。
- (6) 「公事録」全一〇六冊、宮内庁書陵部所蔵。
- (7) この年表は、安永年間までを『統史愚抄』、幕末孝明天皇時代を『孝明天皇紀』により、その間を日記類に基づいて作成した。日記類の主なもの、『輝良公記』・『忠良公記』・『実久卿記』である。それをさらに、鳥村年表・古相年表を参考に補訂した。
- (8) 『統史愚抄』寛永十年正月十七日条・十三年正月十七日条・十二年正月十七日条・九年正月十七日条。
- (9) 『統史愚抄』寛永十五年正月十九日条。
- (10) 『近代御会歌林』寛永二十年正月十九日の和歌御会始には、御製が無い。
- (11) 『統史愚抄』寛延元年正月二十四日・七月七日・九月九日条。同年九月十三日条。寛延二年二月一日条。
- (12) 『孝明天皇紀』安政五年正月十八日条・文久二年正月十八日条。
- (13) 『孝明天皇紀』嘉永元年二月十八日条・弘化四年五月十八日条。
- (14) 秋田一季・坊城俊周「歌会始と披講所役」の付表「明治二年以降平成七年に至る歌会始開催年月日・お題・読師一覧」、菊葉文化協会編『宮中歌会始』（平成七年、毎日新聞社）所収。
- (15) 註(11)に同じ。
- (16) 酒井前稿参照。
- (17) 『資勝卿記』寛永八年正月二十八日条。

- (15) 『永貞卿記』寛文十年六月二十四日条・延宝四年十月二十四日条など。
- (16) 平井聖『日本住宅の歴史』NHKブックス209、昭和四十九年、日本放送出版協会。一〇三頁第三十八図・一一七頁第四十五図、二か所にあるが同一の図である。
- (17) 藤岡通夫『京都御所「新訂」』昭和六十二年、中央公論美術出版。第三編近世における内裏各殿舎の変遷、第二章清涼殿、一 宝永度以前の清涼殿。
- (18) 『日本住宅の歴史』一二二頁第四十六図。
- (19) 註(17)に同じ。
- (20) 『京都御所』同編同章、二 寛政度以降の清涼殿。
- (21) 『孝明天皇御製集』平成二年、平安神宮。
- (22) 『統史愚抄』元文四年から延享四年まで。
- (23) 『統史愚抄』宝暦二年から安永八年まで。
- (24) 『言緒卿記』慶長十七年九月八日条など。メンバーは僧侶が主体で、廷臣は極少数である。
- (25) 『言緒卿記』慶長十六年七月二十二日条、同年九月八日・九日条、十七年正月十八日条など。
- (26) 鈴木健一「靈元院歌壇主要事項年表」
- (27) 『統史愚抄』享保八年二月一日条・二月十八日条。
- (28) この問題の経緯は、次の論文に詳しい。八木意知男「近世堂上柿本社御法楽和歌」『神道史研究』四十四卷二号、平成八年四月。
- (29) 古相年表。
- (30) 『統史愚抄』享保九年十二月三日・四日条。
- (31) 『通兄公記』享保二十年・元文元年。
- (32) 古相年表。
- (33) 『統史愚抄』延享元年八月二十八日条・十月十日条。同二年三月十八日条。同三年同日条。寛延二年同日条・同三年同日条。
- (34) 『統史愚抄』宝暦十一年三月十八日条・同十二年同日条。明和四・五・六・七各年の三月十八日条。
- (35) 古相年表。なおこの他、後桜町上皇は、毎月二十二日に水無瀬宮法楽、

- (36) 二十五日に聖廟法楽を、毎年三月十八日に柿本神影供を行っている。
- (37) 『宮中歌会始』九頁・二六頁。
- (37) 『明治天皇紀』明治二年正月二十四日条。

○表 近世の禁裏・仙洞和歌御会始一覧

- 1) 正月は月の表示を略した。
2) []内は臨時行事。
3) 仙洞欄の寛文～貞享年間、左列後水尾、右列後西。

年	次	禁裏和歌御会始	仙洞和歌御会始	備 考
1611	慶長16	[5.13]		3.27後陽成讓位後水尾
	2 17	19		
	3 18	19		
	4 19	19		
	5 元和元	19		
	6 2	19		
	7 3	19		8.26後陽成崩御
	8 4	13		
	9 5	19		
1620	6	19		
	1 7	19		
	2 8	19		
	3 9	19		
	4 寛永元	19		
	5 2	19		
	6 3	19		
	7 4	19		
	8 5	19		
	9 6	2.19		11.8 後水尾讓位明正
1630	7		2.8	
	1 8		19	
	2 9	17	19	
	3 10	17	12	
	4 11	17	2.12	
	5 12	17	19	
	6 13	17	9	
	7 14	17	12	
	8 15	19	14	
	9 16	19	9	
1640	17	19	17	
	1 18	19	11	
	2 19	19	23	
	3 20	19 [11.9]	23	10.3 明正讓位後光明
	4 正保元	19	23	
	5 2	28	3.16	
1646	3	19	3.4	
	7 4	19	23	
	8 慶安元	19	12	
	9 2	19	17	
1650	3	19	4.19	
	1 4	19	11	
	2 承応元	19	21	
	3 2	19	23	9.20後光明崩御 11.28後西踐祚
	4 3	19	23	
	5 明暦元	19		
	6 2	2.6		
	7 3	19	23	
	8 万治元	19	23	
	9 2	19		
1660	3	19		
	1 寛文元	5.21		

年	次	禁裏和歌御会始	仙洞和歌御会始	備考
2	2	19		
3	3	19 [2.12]	[3.10]	1.26後西讓位靈元
4	4	2.10	18	
5	5	19	23	
6	6	19	21	
7	7	19	25	
8	8	19	19 22	
9	9	19	19 22	
1670	10	19	19 23	
1	11	19	19 23	
2	12	19	19 22	
3	延宝元	19	19 23	
4	2	19	19 27	
5	3	19	23	
6	4	19	23	
7	5	19	23	
8	6	19	19 22	6.15東福門院崩御
9	7	8.13		
1680	8	19	2.13	8.19後水尾崩御
1681	天和元	10.27		
2	2	2.12		
3	3	23	28	
4	貞享元	24	27	
5	2	24		2.22後西崩御
6	3	24		
7	4	2.14 [4.17]	[5.16]	3.21靈元讓位東山
8	元禄元	24	11	
9	2	24	11	
1690	3	24	11	
1	4	24	11	
2	5	24	11	
3	6	24	11	
4	7	24	12	
5	8	24	12	
6	9	24	9	11.10明正崩御
7	10	24	13	
8	11	24	14	
9	12	24	12	
1700	13	24	23	
1	14	24	12	
2	15	24	12	
3	16	24	17	
4	宝永元	24	11	
5	2	24	13	
6	3	24	14	
7	4	24	14	
8	5	24	23	
9	6	3.7	13 [8.23]	6.21東山讓位中御門 12.17東山崩御
1710	7			
1	正徳元	24	13	
2	2	24	13	
3	3	24	12	
4	4	24	21	
5	5	24	14	
1716	享保元	24	3.18	
7	2	24	13	

年	次	禁裏和歌御会始	仙洞和歌御会始	備	考
8	3	24	14		
9	4	24	14		
1720	5	7.23	14		
1	6	24	14		
2	7	24	14		
3	8	24	14		
4	9	24	14		
5	10	24	13		
6	11	24	14		
7	12	24	18		
8	13	24	3.21		
9	14	24	18		
1730	15	24	18		
1	16	2.6	21		
2	17	24	14	8.6	靈元崩御
3	18	24			
4	19	24			
5	20	24 [5.13]	[閏3.27]	3.21	中御門讓位桜町
6	元文元	24	21		
7	2	24	2.3	4.11	中御門崩御
8	3	6.12			
9	4	24			
1740	5	24			
1	寛保元	24			
2	2	24			
3	3	24			
4	延享元	24			
5	2	24			
6	3	24			
7	4	24	[6.13]	5.2	桜町讓位桃園
8	寛延元	24	13		
9	2	2.1	12		
1750	3	24	2.12	4.23	桜町崩御
1751	宝暦元	6.12			
2	2	24			
3	3	24			
4	4	24			
5	5	24			
6	6	24			
7	7	24			
8	8	24			
9	9	24			
1760	10	24			
1	11	24			
2	12	24		7.21	桃園崩御 7.27後桜町踐祚
3	13				
4	明和元	24			
5	2	24			
6	3	24			
7	4	24			
8	5	24			
9	6	24			
1770	7	24		11.24	後桜町讓位後桃園
1	8	24	2.18		
2	安永元	24	18		
3	2	24	18		

年	次	禁裏和歌御会始	仙洞和歌御会始	備考
4	3	24	18	
5	4	24	18	
6	5	24	18	
7	6	24	18	
8	7	24	18	
9	8	24	18	10.29後桃園崩御 11.25光格踐祚
1780	9			
1	天明元	24	18	
2	2	24	18	
3	3	24	18	10.12盛化門院崩御
4	4			
5	5	24	18	
6	6	24	18	
7	7	24	18	
8	8	24	18	
9	寛政元	24	18	
1790	2	24	18	
1	3	24	2.18	
2	4	24	18	
3	5	24	18	
4	6	24	18	
5	7	8.24	18	
6	8	2.24	2.18	
7	9	3.5	18	
8	10	24	18	
9	11	24	18	
1800	12	24	18	
1	享和元	24	18	
2	2	24	18	
3	3	24	18	
4	文化元	24	18	
5	2	24	18	
6	3	24	18	
7	4	24	18	
8	5	24	18	
9	6	24	18	
1810	7	24	18	
1	8	24	18	
2	9	24	18	
3	10	24	18	閏11.2後桜町崩御
4	11	2.24		
5	12	24		
6	13	24		
7	14	24 [5.24]	[5.18]	3.22光格讓位仁孝
8	文政元	24	18	
9	2	5.2	18	
1820	3	24	18	
1821	4	24	18	
2	5	27	18	
3	6	3.7	18	
4	7	24	18	
5	8	24	18	
6	9	24	18	
7	10	28	18	
8	11	24	18	
9	12	24	18	

年	次	禁裏和歌御会始	仙洞和歌御会始	備考
1830	天保元	24	18	
1	2	24	18	
2	3	24	18	
3	4	24	18	
4	5	24	18	
5	6	24	18	
6	7	24	18	
7	8	24	18	
8	9	9.24	18	
9	10	27		
1840	11	24		11.19光格崩御
1	12			
2	13	28		
3	14	24		
4	弘化元	24		
5	2	24		
6	3			1.26仁孝崩御 2.13孝明踐祚
7	4			
8	嘉永元	2.18		
9	2	24		
1850	3	24		
1	4	2.11		
2	5	18		
3	6	24		
4	安政元	18		
5	2	18		
6	3	24		
7	4	24		
8	5	18		
9	6	24		
1860	万延元	24		
1	文久元	24		
2	2	18		
3	3	24		
4	元治元	24		
5	慶応元	24		
6	2	23		12.25孝明崩御
7	3			1.9明治踐祚
8	明治元			
9	2	24		
1870	3	24		